



契約業者を装い、不適切な訪問点検・販売や高額請求の被害が、管内で発生しています。

点検を承諾する前に、契約業者であるか確認し、不審に思うときは、はっきりと断りましょう。

従業員のみなさまにも周知徹底をお願いします。



トラブル防止のポイント！

- ・不審な業者の点検や販売を
はっきりと拒否する
- ・契約書や書類に
むやみにサイン・押印をしない。
- ・身分証明書等の提示を求める。

★相手が脅迫行為に出た場合は、速やかに警察へ通報しましょう！

★このような言葉に要注意！



・〇〇設備です。消火器の点検に来ました。

→アポなし訪問で急に来る。基本的に、依頼していないのに点検に来ることはありません。契約している業者に確認してください。

・〇〇警備の下請け業者です。消火器の点検に来ました。

→むやみに契約している警備会社や設備業者を言わないようにしましょう。怪しいときは、契約している業者に確認してください。

・消防署から委託されて、消防設備の点検に来ました。

→消防が委託することはありません。

・会社の責任者(担当者)には、言ってあるのでここにサインして。

→すぐにサインせず、責任者や担当者に確認してください。

★疑問・質問がありましたら、以下にご相談ください。

○消防本部予防課または最寄りの消防署

那賀消防組合 消防本部予防課 0736-61-1794

中消防署 0736-69-0119

東消防署 0736-73-6565

南消防署 0736-66-1921

○和歌山県消費生活センター 073-433-1551

